

高知県開発審査会新旧対照表

新 高知県開発審査会提案基準	旧 高知県開発審査会提案基準
<p>第23号 特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合</p> <p>市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合、次に掲げる各項のいずれにも該当すること。</p> <p>1 当該申請に係る立地区域は、市町長が設定した次のエリア内であること。</p> <p>(1) 高知大学医学部から概ね2 km以内の区域</p> <p>(2) 高知自動車道伊野インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(3) 国道33号高知西バイパス枝川インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(4) 国道33号高知西バイパス是友インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(5) 国道33号高知西バイパス天神インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(6) 国道33号高知西バイパス鎌田インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(7) 四国横断自動車道南国インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p><u>(8) 高知東部自動車道なんこく南インターチェンジから概ね1 km以内の区域</u></p> <p>(9) 高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号道路境界から両側100mの区域（ただし、南国市道下咥内1号線及び南国市道茨西空港線以西とする。）</p> <p>(10) 高知工科大学から概ね1 km以内かつ物部川左岸側の区域</p> <p>(11) 香長小学校、舟入小学校、楠目小学校、片地小学校及び</p>	<p>第23号 特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合</p> <p>市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合、次に掲げる各項のいずれにも該当すること。</p> <p>1 当該申請に係る立地区域は、市町長が設定した次のエリア内であること。</p> <p>(1) 高知大学医学部から概ね2 km以内の区域</p> <p>(2) 高知自動車道伊野インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(3) 国道33号高知西バイパス枝川インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(4) 国道33号高知西バイパス是友インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(5) 国道33号高知西バイパス天神インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(6) 国道33号高知西バイパス鎌田インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p>(7) 四国横断自動車道南国インターチェンジから概ね1 km以内の区域</p> <p><u>(8) 高知東部自動車道なんこく南インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号及び国道32号道路境界から両側100mの区域</u></p> <p>(9) 高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号道路境界から両側100mの区域（ただし、南国市道下咥内1号線及び南国市道茨西空港線以西とする。）</p> <p>(10) 高知工科大学から概ね1 km以内かつ物部川左岸側の区域</p> <p>(11) 香長小学校、舟入小学校、楠目小学校、片地小学校及び</p>

佐岡コミュニティセンターの敷地から概ね1 km以内及び1 km内外に連なる大規模指定集落又は既存集落から外部へ60 mまでの区域

- 2 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（ほ）項第2号、（り）項第2号若しくは第3号に掲げる用途に供しないこと。
- 3 予定建築物は、市町のまちづくりの方に沿ったものであり、かつ周辺の土地利用等に照らし支障がない旨の地元市町長の意見書が添付されること。
- 4 前各項により建築された建築物の用途を変更する時は、原則特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合の実施基準の要件に適合すること。

佐岡コミュニティセンターの敷地から概ね1 km以内及び1 km内外に連なる大規模指定集落又は既存集落から外部へ60 mまでの区域

- 2 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（ほ）項第2号、（り）項第2号若しくは第3号に掲げる用途に供しないこと。
- 3 予定建築物は、市町のまちづくりの方に沿ったものであり、かつ周辺の土地利用等に照らし支障がない旨の地元市町長の意見書が添付されること。
- 4 前各項により建築された建築物の用途を変更する時は、原則特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合の実施基準の要件に適合すること。